

令和5年度美唄市一般廃棄物処理実施計画

1 目的

一般廃棄物処理実施計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び美唄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づき、市が行う一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する実施計画を単年度ごとに定めるものである。

2 計画期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

3 一般廃棄物の排出量

(1) ごみ

(単位:トン/年)

一般廃棄物の種類	排出量	合計
生ごみ	1,423	5,638
燃やせるごみ	2,531	
燃やせないごみ	248	
資源ごみ	1,436	

(2) し尿・浄化槽汚泥

(単位:キロリットル/年)

一般廃棄物の種類	排出量
し尿	3,138
浄化槽汚泥	2,379

4 一般廃棄物の処理主体及び処理方法

家庭及び事業所から排出される一般廃棄物

種類	収集運搬主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
生ごみ	市(委託)	市(委託)	堆肥化	—	—
燃やせるごみ	市(委託)	岩見沢市(委託)	焼却	市(委託)	埋立
燃やせないごみ 危険ごみ	市(委託)	市(委託)	破碎・選別	市(委託)	埋立
粗大ごみ	市(委託)	市(委託)、 岩見沢市(委託)	破碎・選別、 焼却	市(委託)	埋立
資源ごみ	市(委託)	市(委託)	資源化	—	—
し尿	市(委託)	組合(委託)	下水道投入	—	—
浄化槽汚泥	許可業者	組合(委託)	下水道投入	—	—

※建設工事から発生するすきとり物及び解体等により発生する一般廃棄物など、市による収集が困難な場合、許可業者による収集運搬を行う。

※粗大ごみは、収集後、破碎・選別し、燃やせるごみは焼却後に焼却灰を埋め立て、燃やせないごみは直接埋め立てる。

※資源ごみは、容器包装プラスチック、空き缶、ペットボトル、空きびん、紙パック、ダンボール、乾電池、電球、蛍光管。

5 一般廃棄物の処理計画

(1) ごみ処理実施計画

ア 排出量抑制の方法

ごみ排出量の抑制と資源の循環を進めるため、分別とリサイクルを徹底し、市ホームページ、ごみ分別辞典、出前講座及びエコセミナーの開催等による普及啓発を行うとともに、サンアール推進員の協力により、ごみの減量化と再資源化に取り組む。

具体的なリサイクルの推進については、次のとおり取り組むこととする。

- ・生ごみについては分別収集を行い、市生ごみ堆肥化施設にて堆肥化する。
- ・紙類及び廃食用油については、資源回収を行う事業者によるリサイクルを推進する。
- ・古着類については、市役所にて回収を行い、民間事業者に引き渡すことにより燃やせるごみを減量する。
- ・小型家電については、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく認定事業者に引渡し、再資源化に努めることとする。
- ・伐木については、一般廃棄物最終処分場(エコの丘びばい)内にてチップ化し、再資源化する。

イ 収集運搬計画

(a) 収集区域

美唄市全域とする。

(b) 収集の方法

種類	収集方法
生ごみ	市指定ごみ袋を使用して排出(有料)
燃やせるごみ	市指定ごみ袋又はごみ処理券を使用して排出(有料)
燃やせないごみ	市指定ごみ袋又はごみ処理券を使用して排出(有料)
危険ごみ	透明又は半透明のポリ袋にて排出(無料)
粗大ごみ	市指定ごみ処理券を使用して、事前申込による戸別収集(有料)
資源ごみ	透明又は半透明のポリ袋にて排出(無料)
臨時の多量ごみ	事前申込による戸別収集とし、重量に応じた手数料を納付(有料)

※危険ごみ・臨時の多量ごみの廃棄物の量は、燃やせないごみに含む。

(c) 収集回数及びごみの種類

区 分	収集回数	ご む の 種 類
生ごみ	・ 週 2 回	・ 生ごみ
燃やせる ご む	・ 週 1 回	・ 木くず、木の枝(100cm 未満×直径 30cm 未満) ・ ナイロン類、ビニール類 ・ 紙類(新聞紙・雑誌・紙くずなど) ・ 布類(衣類・ぼろ布など) ・ ゴム類(運動靴・長靴など) ・ 革製品(靴・かばんなど) ・ プラスチックでできた製品(歯ブラシ、ハンガー、タッパーなど) ・ 掃除機のちり、たばこの吸いガラ
燃やせない ご む	・ 月 2 回 (第 2・4) ・ 農村地区 月 1 回	・ 金属類(トタン板、なべ、かまなど) ・ アルミホイル ・ ガラス、陶磁器類(茶わん、皿、花びん、植木鉢など) ・ おもちゃ ・ 薬品等のびん、缶 ・ カミソリ ・ 130cm 以下の家具(一部例外を除く) ・ 130cm 以下の電化製品(特定家庭用機器 4 品目、パソコンを除く)
危険ごみ	燃やせないごみ と同じ	・ ライター ・ ガス抜きしたスプレー缶(カセットボンベ、ヘアスプレーなど)
粗大ごみ	4 月～11 月・3 月 15 日 (日曜日・祝日の場合 は翌平日) ※8 月は 2 日、11 月は 1 日、3 月は 15 日のみ	・ 自転車 ・ タンス、本棚 ・ マットレス、ふとん(市指定ごみ袋に入らないもの)など ・ その他 1 辺が 130cm 以上で 100kg 未満のもの(一部例外を除く)
資源ごみ	月 2 回(第 1・3)	・ 紙パック・ダンボール・空き缶・ペットボトル(キャップとラベルはプラへ)
	月 2 回(第 2・4)	・ 空きびん(プラスチックのフタはプラへ、金属製は燃やせないごみへ)
	週 1 回	・ 容器包装プラスチック
収集しない ご む		・ ガ ス ボ ン ベ(ガス取扱店) ・ 廃 油(油処理業者) ・ 有害物質を含むもの(取扱店) ・ 農 機 具(産業廃棄物処理業者、販売店、古物商) ・ 火薬などの危険なもの(取扱店) ・ バ イ ク 、 自 動 車(販売店、古物商) ・ タ イ ヤ(販売店) ・ バ ッ テ リ ー(電装品販売店、ガソリンスタンド) ・ 産 業 廃 棄 物(産業廃棄物処理業者) ・ 消 火 器(消防用具取扱店)
		・ 特定家庭用機器【テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコンの 4 品目】(家電量販店又各メーカー) ・ パソコン(各メーカー又は一般社団法人パソコン 3R 推進協会(電話 03-5282-7685))

(d) 収集の曜日

地 区 別		生ごみ	燃やせる ごみ	燃やせな いごみ	資源ごみ		
					プラス チック	紙パック ダンボール 空き缶 ペットボトル	空きびん
		毎 週	毎 週	第 2・4	毎 週	第 1・3	第 2・4
J R 函館本線から西側条丁目で 北 1 丁目～北 4 丁目まで (昭和通沿いを除く)		月・木	月	水	金		
J R 函館本線から西側条丁目で 北 5 丁目～北 9 丁目まで					火		
J R 函館本線から西側条丁目で 昭和通両側～南 7 丁目まで				土			
J R 函館本線から東側条丁目で 北 1 丁目～北 11 丁目まで (旭通沿いを除く) 東明、落合、盤の沢、我路		火・金	火	月	水		
J R 函館本線から東側条丁目で 旭通両側から南 1 丁目～7 丁目 まで、共練町			金	木	土		
南美唄町、進徳東団地、新橋団地		水・土	水	火	木		
癸巳町から茶志内町の国道沿い 及び一部の地区、進徳町から峰延 町の国道沿い及び一部の地区 空知団地、日東町			土	金	火		
地 区 別		毎 週	毎 週	月 1 回	毎 週	第 1・3	第 2・4
農 村 地 区	中村町、北美唄町、 茶志内町、沼の内町	水・土	木	第 2 土	月		
	峰延町、上美唄町、 西美唄町、共練町、 進徳町、癸巳町、東明町	月・木		第 3 土			
	開発町、一心町、 光珠内町、豊葦町	火・金		第 4 土			

12 月 31 日午後から 1 月 3 日までは年末年始のため収集を行わない。

※第 1 とはその月の 1 回目（1 日～7 日）、第 2 とは 2 回目（8 日～14 日）、第 3 とは 3 回目（15 日～21 日）、
第 4 とは 4 回目（22 日～28 日）、第 5 とは 5 回目（29 日～31 日）にくる曜日のことをいう。

毎週行っている生ごみ・燃やせるごみ・プラスチックごみについては第 5 も収集を行う。

ウ 中間処理計画

処理施設の概要

名 称	美唄市リサイクルセンター	
所 在 地	美唄市南美唄町東町	
処理能力	1 日当たり 1.2 トン	
処理方式	資 源 ご み	容器包装プラスチック：圧縮・梱包 発泡スチロール：破碎・圧縮 空き缶：機械選別・圧縮 ペットボトル：圧縮・梱包 空きびん：手選別

名 称	いわみざわ環境クリーンプラザ(焼却施設)	
所 在 地	岩見沢市東山町 297 番地	
処理能力	1 日当たり 100t (50t/日×2 炉)	
処理方式	燃やせるごみ：24 時間全連続ストーカ炉	

エ 最終処分計画

処理施設の概要

名 称	美唄市一般廃棄物最終処分場(エコの丘びばい)	
所 在 地	美唄市茶志内町 1 区	
処理方式	燃やせるごみ：焼却灰を埋立 燃やせないごみ・粗大ごみ：破碎・選別後埋立 脱水汚泥：埋立	

(2) し尿・汚泥処理実施計画

ア 収集運搬計画

- (a) 収集区域 美唄市全域とする。
- (b) 収集の方法及び収集回数

種類	収集方法	収集回数
し尿	戸別収集	おおむね年 4 回
浄化槽汚泥	戸別収集	年 1 回以上

※し尿の収集回数は、一部地区は申込みの都度収集する。

イ 中間処理計画

(a) 処理の概要

し尿及び浄化槽汚泥を石狩川流域下水道奈井江浄化センター内の浄化槽汚泥等受入施設へ投入し、公共下水道終末処理場において処理を行う。

(b) 処理施設の概要	石狩川流域下水道奈井江浄化センター 浄化槽汚泥等受入施設
所 在 地	空知郡奈井江町字茶志内 10 番地
処理能力	1 日当たり 87 キロリットル